

会 則

(名 称)

第 1 条 この会は、お辞め下さい大村秀章愛知県知事愛知 100 万人リコールの会と称する。

(目 的)

第 2 条 この会は地域の政治、経済、社会の発展を図ることを目的とする。

(事 業)

第 3 条 前条の目的を達するため、次の事業を行う。

- 1 政治、経済、文化、教育発展のための研究会
- 2 会員相互の親睦を図るための各種講演会、その他必要な事業
- 3 首長、議会の解職、リコール活動

(事務所の位置)

第 4 条 この会の事務所は、愛知県に置く。

(会 員)

第 5 条 この会は、本会の趣旨に賛同する者をもって組織する。

(役 員)

第 6 条 この会に次の役員を置く。

会長 1名、副会長 若干名、事務局長 1名、会計 正 1名及び副 1名、幹事 若干名

(役員を選任及び任期)

- 第 7 条
- 1 会長は総会において選出する。
 - 2 副会長、事務局長、会計、幹事は会長が任命する。
 - 3 役員任期は、1年とする。ただし、再任をさまたげない。

(役員の仕事)

- 第 8 条
- 1 会長は、会を代表し、会の事務を掌握する。
 - 2 副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時これを代行する。
 - 3 事務局長は、会長の命を受けて会の事務を掌握する。
 - 4 会計は、会の会計を司る。
 - 5 幹事は、会の運営を行う。

(会議の種類・招集)

- 第 9 条
- 1 会議は、総会及び役員会とする。
 - 2 会議の招集は、会長が行う。
 - 3 総会は、年 1 回とする。但し、必要のある場合は臨時に開くことができる。
 - 4 役員会は、必要の都度会長が招集するものとする。

(会計年度及び経費)

- 第 10 条
- 1 会の会計年度は、毎年 1 月 1 日に始まり、同 12 月 31 日に終わる。
 - 2 会の経費は、会費その他をもってあてる。

附 則

この会則は令和 2 年 6 月 1 日から実施する。